

神栖市福祉作業所「きぼうの家」工賃支払規程

平成26年4月1日
神社協規程第51号

（目的及び適応範囲）

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が運営する神栖市福祉作業所「きぼうの家」（以下「事業所」という。）が行う障害者自立支援法に基づく指定就労継続支援B型事業の利用者に対し支給する工賃について、必要な事項を定めるものとする。

（工賃の支払方法）

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、同封の領収書に本人の捺印後、事業所に提出することで確認する。ただし、本人が領収書に捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第3条 工賃は、毎月1回、1日から末日までの分を翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その前日の通所日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることがある。

（工賃の計算）

第4条 工賃の計算は、障害者自立支援法令の定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（工賃計算の単位）

第5条 工賃計算の単位は、円とし、円未満の場合は切り捨てとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、事業者と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日より施行する。